

砂川ロータリークラブ慶弔内規

第1条 本クラブ会員に慶弔があった場合に、本クラブは慶祝、弔慰、見舞等を行うものとする。

第2条 本クラブ会員の慶事に対しては、次の項より例会時に記念品を贈る。

(1) 会員の創業または赴任記念日、誕生日、結婚記念日及び会員婦人の誕生日

(2) 会員の還暦、古希、喜寿、傘寿、米寿等の場合

(上記祝福は、当年中の満歳で還暦、数え年で古希、喜寿、傘寿、米寿等祝福をする。尚、上記該当者には事前に祝福の連絡、確認をする。)

(3) 叙勲、その他必要ある場合

第3条 本クラブ会員、会員婦人並びに次に掲げる同居の親族及び別居している親族のうち、特に同居の親族に準じて取り扱うことが、適当と認められた次の方に対し、それぞれ弔意を表すものとする。

(1) 会員……生花、香典、弔辞

(2) 会員夫人……生花、香典

(3) 同居親族のうち次の方

①会員及び会員夫人の両親、祖父母、子供及びその妻……生花、香典

(4) 別居の親族のうち、特に同居の親族に準じて取り扱うことが適当と求められる次の方

①会員夫妻と事業等で、特別の関係にあると認められる特定の子供及びその妻

②会員の両親及び本クラブ区域限界内に居住する会員夫人の両親……生花、香典

(5) 退会された元本クラブ会員のうち、在籍10年以上、並びに本クラブ会長を勤められた元会員に対して、生花、香典金を備える。

第4条 本クラブ会員が1ヶ月以上の入院加療又はこれに相当する疾病、外傷等で休養することになった場合は見舞いを行う。

第5条 本クラブ会員に主たる事業所に吉凶があった場合、次の項により祝儀又は見舞を贈る。

(1) 会員が新規に事業を創設し、或は社屋又は住宅の新築・支店の増設等に対して祝儀を贈る。

(2) 会員の事業所及び家宅が火災、その他の害を受けた時は見舞いを贈る。

第6条 会員の退会に際しては記念品を贈る。

第7条 慶弔の金品の内訳は、理事会にて協議決定する。

第8条 本内規は必要に応じて、理事会の議決により改正することができる。

第9条 本内規は昭和49年12月6日より施行する。

附 則 改正本内規は昭和53年7月1日より施行する。

昭和63年8月31日第5条1改正

平成5年7月7日第3条改正

平成10年7月1日第2条改正

平成25年12月4日第3条改正